

茨城県

ページ番号：44599 更新日:2026年9月18日

茨城県被災者生活再建支援補助事業

被災者生活再建支援法（以下、「法」）の適用とならない住家全壊世帯などの生活再建を支援するため、法と同趣旨の支援金を支給した市町村に対し補助金を交付します。

[被災者生活再建支援法（外部サイトへリンク）](#)

申請受付状況

【受付中】

- 令和8年台風第24号及び前線による大雨に伴う災害（令和8年9月9日に発生）
※基礎支援金は令和9年10月8日まで、加算支援金は令和11年10月8日まで受付中

【受付終了】

- 令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害（令和5年6月2日に発生）
※令和8年7月1日をもって加算支援金の申請受付を終了しました。
- 令和5年台風第13号による災害（令和5年9月8日に発生）
※令和8年10月7日をもって加算支援金の申請受付を終了しました。

制度の概要

実施主体

法の対象とならない世帯（法が適用されない市町村における全壊、大規模半壊、中規模半壊の世帯）及び半壊世帯に対し、支援金を支給した市町村

対象となる災害

1. 県内において法が適用された市町村が1以上ある自然災害
2. 県内において法の適用がないが、住家全壊被害が1世帯以上発生した自然災害

補助基準額

（単位：万円）

	基礎支援金 （住家の被害程度による）		加算支援金 （住宅の再建方法による）		計
複数世帯 （世帯人数が複数）	全壊 （損害割合50%以上） 解体	100	建設・購入	200	300
			補修	100	200
			賃借	50	150
	大規模半壊 （損害割合40%台）	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
	中規模半壊 （損害割合30%台）	—	建設・購入	100	100
			補修	50	50

			賃借	25	25
	半壊 (損害割合20%台)	20	-	-	20
単数世帯 (世帯人数が単数)	全壊 (損害割合50%以上) 解体	75	建設・購入	150	225
			補修	75	150
			賃借	37.5	112.5
	大規模半壊 (損害割合40%台)	37.5	建設・購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75
	中規模半壊 (損害割合30%台)	—	建設・購入	75	75
			補修	37.5	37.5
			賃借	18.75	18.75
	半壊 (損害割合20%台)	15	-	-	15

※半壊世帯は基礎支援金のみになります。

負担割合

「対象災害1」の場合、県3分の2、市町村3分の1。ただし、半壊世帯への支援部分を除く。

「対象災害2」の場合、県2分の1、市町村2分の1。

半壊世帯への支援部分は、県2分の1、市町村2分の1。

被災者の皆さまへ

支援金の申請

申請開始時期や申請窓口、必要書類は、被災時に住んでいた市町村にお問い合わせください。

支援金の種類

基礎支援金		罹災証明書の罹災区分に応じて支給します。
加算支援金	建設・購入	住宅を新たに建設したり、購入したりした場合に支給します。
	補修	被災した住宅を補修した場合に支給します。
	賃借	自身で賃貸住宅(公営住宅は対象外)を借りて住んでいる場合に支給します。

支援金の申請期間

基礎支援金:発災日から13ヶ月

加算支援金:発災日から37ヶ月

留意事項

- 被災者生活再建支援法や茨城県災害見舞金との併給はできません。
- 支援金は災害が発生した日を基準としています。例えば、被災時は単身世帯（独身）だったが、申請時に複数世帯の場合は、「単身世帯」として申請してください。
- 支援制度の対象となるのは「住家」となります。ここで言う「住家」とは、現実に居住のために使用している建物であるため、空き家、別荘、他人に貸している物件、建設中の住宅などは対象外です。

このページに関するお問い合わせ

防災・危機管理部 防災・危機管理課 総務・危機管理

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

電話番号：029-301-2879 FAX番号：029-301-2898

茨城県庁

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

電話番号 029-301-1111(代表)

法人番号 2000020080004

Copyright ©Ibaraki Prefectural Government. All rights reserved.